

福山藩における屋敷地徴租法

勝 矢 倫 生

本稿は、阿部氏治世備後福山藩における村方屋敷地の徴租法について考察を試みたものである。福山藩領においては、福島正則による慶長検地、水野氏による正保・寛文期を中心とする地詰を経て、元禄12年（1699）、岡山藩によって代行実施されたいわゆる元禄検地によって、屋敷地の石高・面積が決定づけられた。その数値は、以後約170年に渡る福山藩における屋敷地徴租法の基準値となったのである。元禄検地条目とそれ以後に発令された触書、地方書の関連記事、また伝存する阿部氏時代の「新屋敷縄帳」、水野氏時代の「新屋敷出目高帳」・「新屋敷改帳」の分析を通して、特に新屋敷の認定仕法に注目しつつ、阿部氏治世福山藩における屋敷地に対する貢租徴収仕法の運用構造を探る。

キーワード：四壁引、新屋敷、斗代違、出目、家作願、

目次

はじめに

I 元禄検地における屋敷地

- 1 検地の実施原理
- 2 四壁引
- 3 屋敷地の石盛

II 新屋敷

- 1 水野氏治世福山藩における新屋敷
- 2 阿部氏治世福山藩における新屋敷の仕法
- 3 斗代違・四壁引に対する対応

III 阿部氏治世福山藩における新屋敷の実態

- 1 新屋敷縄帳の概要
- 2 新屋敷縄帳の分析

IV 家作統制策の展開

- 1 天保14年幕府統制令への対応
- 2 儉約奨励・防災対策としての家作統制

おわりに

はじめに

本稿では、阿部氏治世期を中心に、備後福山藩における村方の屋敷地に対する徴租法について考察を試みる。周知の通り、太閤検地以来、基本的に近世領主の貢租賦課の対象は、田・畑・屋敷地とされた。近世百姓の耕地所有に対して領主が賦課する徴租法の展開構造については、幕領・私領を問わず、これまで膨大な研究成果が蓄積されてきたが、村方の屋敷地所有とこれに対する貢租徴収の動向については、ほとんど関心が払われてこなかった。しかし、近年、神谷智氏によるきわめて優れた論考が現われた。同氏の論考は、近世農民の土地所有権の実態を探る観点から、領主側による「四壁除（四壁引）」や新屋敷に対する対応の変化を中心に、徳川期農民の屋敷地所有の動向を論じた貴重な先駆的研究成果である¹⁾。近世村方の屋敷地所有と貢租徴収を核とする領主支配の動向を探る研究は今ようやく緒に就いたばかりの状態にあると言えよう。

本稿はこれまで継続してきた「郷中覚帳」²⁾・「郡中町方明細記」³⁾など近世地方書を活用した福山藩における徴租法に関する研究の一里程をなすものである。筆者の福山藩における村方の屋敷地徴租仕法に対する関心はもともと「郷中覚帳」五「新屋敷斗代違竿入改様之事」の所載記事によって喚起された。本稿では、それらの地方書をはじめ、元禄検地条目、屋敷地・家作に関連する触書、阿部氏時代における「新屋敷縄帳」、水野氏時代における「新屋

- 1) 神谷智「近世百姓の屋敷地について」（同氏『近世における百姓の土地所有—中世から近代への展開』校倉書房 平成12年 第3章に収録）を参照。神谷氏の研究を咀嚼・補足する形で近世農民の屋敷地に触れた論考として、大塚英二「百姓の土地所有」（渡辺尚志・五味文彦編『土地所有史—新体系日本史3—』山川出版社 平成14年 Ⅲ近世第2章）がある。他に、古くは近世信濃・河内・備中国諸村における農家家屋の面積・間取りなどのデータを集積した大石慎三郎「近世初期における農家家屋について」（同氏『近世村落の構造と家制度—増補版』御茶の水書房 昭和51年 第12章）、宮澤智士「近世民家の地域的特色」（永原慶二・山口啓二編『建築—講座日本技術の社会史第7巻』日本評論社 昭和58年）、玉井哲男「近世における住居と社会」（『日本の社会史第8巻 生活感覚と社会』岩波書店 昭和62年 第Ⅲ章）などの近世農民の住居・屋敷に関する論考がある。大石氏が提示されたデータを別にすれば、いずれの論考も本稿とは関心領域を異にするが、近世農家家屋の地域的特質など、いずれも多数の傾聴すべき考察内容を含む優れた研究成果である。
- 2) 煩を厭わずすでに幾度か別稿で述べた地方書「郷中覚帳」の特質について再述する。「郷中覚帳」は、先行地方書への改筆・増補の継続を通して成立をみた典型的な近世地方書である。同書は単に地方所務の解説書、関連法令を収録した農政法令集であるだけでなく、手歩・合毛・綿高・鋤下年季等々の算出法を事例を挙げつつ詳細に解説した地方算法書としての性格も備えたきわめて優れた内容の地方書である。異本として、「郷中覚帳」の前半部分とほぼ同一内容の広田守訓「郡中諸見分覚書」（文化6年）（同文書館所蔵中井家文庫）があるが、数値の誤記が多く、地方算法書としての価値が著しく損なわれている。「郡中諸見分覚書」は『広島県史近世資料編Ⅱ』に活字翻刻されているが、それらの誤記の校訂は殆どなされていない。
- 3) 「郡中町方明細記」〈府中市『府中市史史料編Ⅱ近世史料編上』平成10年 所収〉は、編者の谷山正通氏によれば、18世紀後半頃成立したと推定される（同書 解説6頁）。同書は厳密な構成を欠き、解説も簡潔に過ぎるなど、福山藩徴租法の詳細を窺うには不十分な点はみられるが、他からは得られない多数の農政関連史料を所載した貴重な地方書である。

敷出目高帳」・「新屋敷改帳」などの諸史料の解析を試みる。それらの分析を通して、阿部氏治世期を中心に、中・後期福山藩村方における屋敷地所有の動向とこれに対する貢租徴収仕法の運用構造、また、藩府による家作統制の方向性を探ることが本稿における主要な考察課題である。

I 元禄検地における屋敷地

1 検地の実施原理

阿部氏治世福山藩の徴租法において屋敷地がいかに関位置づけられていたかを探る出発点として、まずその基本原理としての役割を果たした元禄検地における屋敷地の取り扱い原理を検討しよう。水野氏の断絶後、元禄12年(1699)5月末から9月末まで、岡山藩によって代行実施され、翌13年に検地高の確定をみたいわゆる元禄検地(備前検地)において、一般農民の屋敷高の算出はどのような原則に基づいて実施されたのだろうか。

元禄12年1月、幕府から検地条目が岡山藩に下付された。この検地条目は旧水野氏領の検地のために新たに作成されたものではなく、いわゆる幕府の「元禄検地」⁴⁾における検地条目27箇条とほぼ同文のものが用いられた⁵⁾。それらのうち、田・畑・屋敷地の丈量と石盛の基本原則を記した4つの条項を抽出して掲げ、その内容を考察しよう。すなわち、

- 一 間竿之儀六尺壺間之積式間竿たるへし。但壺間=壺歩宛加来候条、長壺丈式尺式歩竿を以可打。勿論壺反歩者三百坪たるへき事。(第3条)
- 一 此度検地之儀半間迄=而尺寸打=及へからず。雖然田畑豎横之広狭=随、或者平均間等いたし候所ハ尺迄者用、歩詰之勘定=入之、豎横之間数水帳=書付候=者半間迄記之、野帳=者見積之間積り之儀致断書、案内之者并地主=右之旨可申渡事。

4) 元禄7年(1694)、幕府は飛騨国の天領への編入後、検地を実施し、検地条目27箇条を制定した。その検地条目は、同8～10年における関東天領の総検地にも用いられた。すでに早く、北島正元氏は、元禄検地の検地条目の内容を総括して、それまでの粗放な検地基準を廃し、現地の実情に即した精密な丈量を要請し、従来の生産力の地域差を無視した農民負担の不公平を是正することに主眼を置くものであると述べられた。今もなお尊重されるべき至当な評価であると思われる。(北島正元『江戸幕府の権力構造』岩波書店 昭和39年 527頁)。

5) 福山藩元禄検地において岡山藩に下された検地条目も飛騨国検地条目と同じく27箇条からなっており、内容もほとんど同一である。わずかに相違がみられるのは次の4条である。まず第7・8条では、それぞれ詳細に記されていた畑方の引高、あるいは田畑の石盛に要する心得や役務内容が省略され、「其段書付記可相窺事」、あるいは「其所之取ヶ五ヶ年平均書記可相窺事」と述べられている。第13条では、高入を前提に検地帳に書き入れることとされていた見取場について、「吟味之上重而可相窺事」と記されている。また第18条では、古検地帳に記載されていない堤・用水の水路は、新検地帳に記載する必要はないとの変更が加えられている。岡山藩の代行による検地であるという現実を踏まえ、検地役人の現場での即断を避け、検地後の協議に基づいて慎重に検地を遂行させようとする幕府の姿勢を読み取ることができる。

附、歩詰之儀四厘余迄ハ捨之、五厘ハ壹歩ニ可入之事。(第4条)

一 田畑位附之儀大方上中下三段ニ候。此度者吟味之上地面取分能所ハ上々田、又者所ニ
 蘭田・麻田等有之者、一段立之石盛者上ハ壹斗高ニ茂相究、悪地有之所者下々田或ハ山
 田・砂田・谷田段々立之、下ニ壹斗或ハ貳斗・三斗茂相考石盛を下ケ可相極。畑之儀
 上々畑・麻畑・茶畑・下々畑・山畑・焼畑・砂畑、其外ニ茂所ニハ見計段々立之、石盛
 地面ニ応可有了簡。屋鋪者古来上畑並ニ候間、石盛上畑可為同事。石盛大方段之間貳ツ
 下り候得共、土地ニより貳ツ下りニ限間鋪候間、地面相応可有詮儀。但、位附之儀其村
 之案内申し付候百姓ニ為致誓紙候以後、田畑共ニ古檢之位ニ不構壹貳附之位、所ニハ壹
 斗十五六迄段々為附立帳面取之、檢地役人之見分引合遂吟味、上中下位可相極事。

附、百姓居屋鋪圍之儀、四方ニ而壹間通り可除之。英外者竹木有無不構竿可入之。但、
 間口五六間迄之小屋敷又者軒並之隣屋鋪境垣一重之所等者、四方一間通不及除見計其屋
 敷之相応ニ可除之。且又古檢之外新屋敷或者地所悪鋪候共居屋鋪者其所之可為上畑並。
 若新規ニ屋敷願候者有之者、吟味之上右之心得を以屋鋪ニ可打渡。勿論畑ニ不致置早速
 屋敷ニ仕立候様ニ手形可申付事。(第6条)

一 田畑石盛位附之儀、其所之取ケ五ヶ年平均書記可相窺事⁶⁾。(第8条)

まず第3条では、従来福山藩で用いられてきた1間＝6尺5寸竿を廃し、天領と同様に1
 間＝6尺、これに1歩の砂摺を加える旨が述べられている。むろん300歩＝1反とする。

第4条では、面積の計測は半間を単位として行ない、檢地帳に縦横の間数を半間まで記
 せと述べられている。1歩以下の面積は四捨五入して算出するように命じている。言うま
 でもなく、この丈量方法は屋敷地にも適用される。

第6・8条は、主として石盛に関する条項である。第6条では屋敷地の丈量と石盛につい
 て詳細に述べられているが、まず、田畑の石盛だけに焦点を絞ってその内容を検討しよう。

石盛はその村の年貢5カ年の平均を参考に(第8条)、「上中下」の3段階とするのが基
 本であるが、この度は、実情に応じて細かく段位を設定すると述べている。田の場合、「地
 面取分能所」は「上々田」とし、「蘭田」・「麻田」なども従来の「上田」より1斗高い石盛
 を付け、「悪地」は「下々田」とし、「山田」・「砂田」・「谷田」も「下田」よりも1斗、場
 合によっては2～3斗下りに石盛を下げる。同様に、畑についても、優等地は「上々畑」・
 「麻畑」・「茶畑」として区別し、劣等地は「下々畑」・「山畑」・「焼畑」・「砂畑」など実情に
 応じて石盛を行なうように指示している。石盛は従来の2斗下りによらず、古檢の結果に
 もとらわれず、耕地の現況に応じてあらかじめ百姓に15・6段階の段位による帳付けをさ

6) 「覚」(岡山大学・池田家文庫 元禄12年)〈広島県『広島県史近世資料編V』昭和48年 所収 史料番号
 102号) 109～10頁。

せ、それを検地役人の見分と照合して、「上中下」（現実には上々から下々まで）の段位を決定すると述べられている。

さて、屋敷地の石盛は古来より「上畑並」であり、この度もその原則に従うように通達している。付則として、「百姓居屋鋪」の丈量について触れ、屋敷地は四方1間を除いて竿入れを行なうが、それ以外はたとえ竹木などがあっても容赦なく計測を実施せよと命じている。ただし、間口5・6間までの小屋敷や密集した住宅の場合は、四方1間を除地とする原則に従う必要はなく、その屋敷相応の除地を行なえばよいと記している。屋敷地の石盛は、古検以来の屋敷地であれ、新屋敷であれ、またその「地所」がいかなる「悪鋪」土地でも屋敷地はすべて「上畑並」とせよと達している。新たに屋敷を構えたい者がいるならば、吟味した上で、屋敷地として検地を行ない、直ちに屋敷の建設にかかるように手形を下付する旨が付記されている。

2 四壁引

検地に際して、屋敷地の四方1間を除地とする仕法は、「四壁引（しへきびき）」あるいは「四方引」と称し、徳川期、幕領・私領ともに広く行なわれた⁷⁾。徳川幕府の検地条目における「四壁引」の初出は、延宝5年（1677）で、「百姓居屋敷圍之四壁ハ可除之。但大藪・大林ニ仕立候分者、検地之内ニ可入之。」と記されている⁸⁾。佐藤常雄氏は、「四壁林」とは、近世において村落および屋敷の周囲にめぐらした立木を指し、垣内・合壁・屋敷林・屋久根・坪根・屋敷廻り木などとも呼ばれたと説明され、燃料・草肥・建築用材の供給源としての役割のほか、防火・土砂除け・潮除け・雪害防止効果を期待して、近世初期の小農民の自立過程において、幕府・諸藩が「四壁林」の積極的な育成奨励策を採った点を強調されている⁹⁾。検地における「四壁引」に、屋敷林の涵養を奨励する小農保護策としての意味が込められていたことは明らかであろう。

この「四壁引」について、『地方凡例録』は次のように記している。

一（前略）屋敷ハ四方を壹間充四壁引に除くの定法なれども、僅かの小屋敷などにて、四方を壹間充引てハ、屋敷畝歩なきやうに成、或ハ町立たる屋敷、隣家垣根境等ハ、壹間充引くことハ成がたければ、是等ハ見計ひを以て除き、またハ藪林ある屋敷ハ、藪林をも除きて繩を入れる。若し大藪林のある屋敷ハ見計ひて藪銭・林銭等を申付ることもあ

7) 神谷智「近世百姓の屋敷地について」（前掲『近世における百姓の土地所有—中世から近代への展開』）特に121～31頁。

8) 神崎彰利『検地—繩と竿の支配—』教育社 昭和58年 74頁、同氏「四壁引」（遠藤元男編『日本社会経済史用語辞典』朝倉書房 昭和47年）246頁。

9) 佐藤常雄「四壁林」（『国史大辞典第7巻』吉川弘文館 昭和61年）74頁。

り¹⁰⁾。(下略)

「四壁引」は、屋敷地の検地の定法であるが、小屋敷や密集住宅の丈量に際しては、「見計ひ」によって弾力的に除地を行なうべきであると述べられている。それは、小屋敷地の「四方を壱間充引てハ、屋敷畝歩なきやうに成」る、つまり、すべての屋敷地に「四壁引」の定法を適用すると除地に不公平が生じるからである。

神谷智氏は、「四壁引」の展開過程を次のように総括されている。すなわち、近世初期、「四壁引」にはその方法について明確な規定はみられなかったが、元禄期ごろから屋敷地の大小により「一間引」と「見計引」を併用することが行なわれるようになった。すでに元禄期、計算によって一律に「四壁引」の面積を決める場合もみられたが、時代が降ると、ついに屋敷地の面積に応じて「一間引」や「見計引」を行わず、一定の割合で一律に「四壁引」を実施するようになり、「四壁引」は形骸化するに至った¹¹⁾。神谷氏のこの見解に従えば、幕府の元禄検地の検地条目を転用して成立した福山藩元禄検地の検地条目に記された「四壁引」の実施要領は文字通り「一間引」と「見計引」を併用する元禄期の「四壁引」の特質を直接体现していることになる。

しかし、徳川期における「四壁引」の実施の実態は一律に論じにくい。東日本と西日本で、屋敷地や「四壁林」・「屋敷林」の規模にかなりの地域差がみられたからである。貧富の差による相違は別にして、東日本に比べて西日本の農家の屋敷は相対的に規模が小さく、屋敷林も狭かったのである¹²⁾。西日本に位置する福山藩において実施された元禄検地においては、「四壁引」の定法たる「一間引」よりもむしろ、例外規定であった「見計引」の方がはるかに適用範囲は広がったと言えよう。

3 屋敷地の石盛

ところで、先に掲げた元禄検地（備前検地）の検地条目第6条には、「屋鋪者古来上畑並

10) 大石久敬『地方凡例録』巻之二上（大石慎三郎校訂『地方凡例録上巻』近藤出版社 昭和44年）73頁。

11) 神谷智 前掲書 130頁。

12) 民俗学者の福田アジオ氏は、東日本と西日本の屋敷地のあり方の差異を「隠された家」と「裸の家」と表現されている。東日本では農家の屋敷地には前栽畑・祠・墓などが設けられ、屋敷地は屋敷林や生垣で囲い隠されていることが多く、屋敷内で生活を完結させようとする傾向が強いものに対して、近畿地方など西日本の農家は開放的であり、他人との間に垣根を作らないことを理想としており、屋敷地には建物が密集し、空き地は少ないと述べられている（福田アジオ「屋敷と家」（塚本学編『村の生活文化—日本の近世8—』中央公論社 平成4年）45～8頁、同氏『番と衆—日本社会の東と西—』吉川弘文館 平成9年 45～89頁）。もちろん、西日本においても出雲平野の散居村などのように相当規模の屋敷林を備えた農村地域がある。福田氏の所説は大局的な視角による東西二分論として理解されるべきであろう。屋敷林に関する民俗学的論考として他に、岩崎真幸「屋敷林の諸問題—福島県相馬地方の事例を通して—」（『歴史と民俗—神奈川大学日本常民文化研究所論集6』平凡社 平成2年）がある。相馬藩をはじめ、現福島県下所在諸藩の屋敷林関連法令が多数収録されており、興味深い。

「候間、石盛上畑可為同事。」と記されていた。「古来」とはいつを指すのだろうか。初めて屋敷地の石盛について触れた検地条目が発令されたのは、太閤検地において、文禄3年(1594)のことであった¹³⁾。同年のいわゆる「伊勢国検地条目」には、「一 屋敷方壱石式斗たるべき事。¹⁴⁾」と、屋敷地の石盛を「上畑並」とする規定が盛り込まれ、それ以後、徳川検地においても基本的に屋敷地の斗代を「上畑並」とする仕法が踏襲された。

芸備地域の事情をみると、まず、福島正則による慶長6年(1601)の同地域の総検地においては、6尺5寸の間竿を用いた以外は、すべて太閤検地の基準に沿って検地が実施されたと言われる¹⁵⁾。当然、屋敷地の石盛は上畑並とされたであろう。しかし、水野氏時代に至って、正保期から天和2年(1682)に渡って実施された地詰では、在方の屋敷地の石盛は1石6斗から2石の上々田並であったことが知られている¹⁶⁾。内検であるとはいえ、在方の屋敷地の石盛は田畑の石盛に比べて相当高かったのである。元禄検地が実施される以前の福山藩においては、「百姓居屋鋪」の石盛を「上畑並」とする原則は定着していなかったと言えよう。

しかし、このような事情は必ずしも福山藩だけに限らなかった。「地方凡例録」は、同書が記された18世紀末期においてもなお、屋敷地の石盛を上畑並とする定法が必ずしも現実には貫徹していなかった事実について、次のように述べている。

- 一 屋敷の石盛は多分上畑並なれども、畑に構はざる屋敷ハ、十の盛に極たる処もあり。又ハ中田の位に付け、上畑よりハ壱箇も式箇も高く附たる処もあり。箇様の村ハ今更上畑並に引下べき筋にもなければ、古検の盛に習ひて之を定むべし。然し新屋敷などにて当時検地あらバ、上畑並たるべし¹⁷⁾。(下略)

屋敷地の石盛は大方上畑並に付けられているが、畑の石盛とは無関係に「十の盛」=1石が付けられている所や、上畑より2・3斗上の中田並の所もある。上畑以上の石盛の村は今さら斗代を下げる必要はなく、「古検」、つまり太閤検地の石盛のままとし、新屋敷として検地を行なう際には上畑並とするべきであると述べている。

ともあれ、福山藩元禄検地においては、検地条目の指示通り、屋敷地の石盛は上畑並とされ、上は芦田郡府中市・出口村ほか6ヵ村の1石7斗から、下は神石郡時安村ほか17ヵ村の7斗までの石盛が付けられた¹⁸⁾。福山藩においては、「百姓居屋鋪」の石盛を「上畑並」とする原則はむしろ元禄検地以後定着したと言えよう。

13) 神崎彰利 前掲『検地—繩と竿の支配—』65頁。
 14) 北島正元編『土地制度氏Ⅱ—体系日本史叢書7』山川出版社 昭和50年 48頁所載史料。
 15) 福山市史編纂会編『福山市史中巻』昭和43年 13～4頁。
 16) 広島県『広島県史近世1』昭和56年 289頁。
 17) 大石久敬『地方凡例録』巻之二上(大石慎三郎校訂 前掲『地方凡例録上巻』91～2頁。
 18) 前掲『福山市史中巻』429頁。

Ⅱ 新屋敷

1 水野氏治世福山藩における新屋敷

水野氏治世末期の元禄6年(1693)から同11年に作成された「新屋敷出目高帳」と「新屋敷改帳」が合わせて7通伝存している¹⁹⁾。福山藩においては、正保2年(1645)から天和2年(1682)まで、寛文期を中心に領内で相当徹底した地詰が実施され、その成果は以後の水野氏の地方支配の基準とされた。これらの「新屋敷出目高帳」ないし「新屋敷改帳」はいずれも、この水野氏の地詰以後に新たに成立した新屋敷について、1筆ごとに、屋敷地となった結果、実施された石盛の変更によって従来の土地との間に生じた分米の差異を記した

表1 福山藩における新屋敷改帳・出目帳の登録内容(水野氏治世期)

	年月(1693~98)	郡村名	名請人の肩書・名前	面積	旧田畠等級・分米・石盛	屋敷分米・石盛	出目
(1)	元禄6年10月	沼隈郡能登原村	七左衛門下人・与次兵衛	9歩	中下畠・1升3合・0.433石	4升8合・1.6石	3升5合
(2)	元禄7年9月	品治郡宮内村	間脇・久右衛門	18歩	上下畠・3升8合・0.633石	9升6合・1.6石	5升8合
(3)	元禄8年10月	沼隈郡上山南村	下人・市左衛門	12歩	上上畠・3升4合・0.845石	6升4合・1.6石	3升
(4)	同年11月	沼隈郡藁江村	間脇・忠兵衛	15歩	上畠・4升・0.8石	8升・1.6石	4升
(5)	同年同月	沼隈郡長和村	卯門下人・六介	9歩	下畠・1升1合・0.37石	4升8合・1.6石	3升7合
			七郎右衛門下人・惣十郎	6歩	中畠・1升・0.5石	3升2合・1.6石	2升2合
			吉之助下人・六蔵	6歩	上下畠・1升2合・0.6石	3升2合・1.6石	2升
(6)	元禄10年2月	品治郡万能倉村	吉次郎下人・甚九郎	6歩	上上畠・1升5合・0.75石	3升2合・1.6石	1升7合
			茂左衛門下人・奎兵衛	6歩	上畠・1升4合・0.7石	3升2合・1.6石	1升8合
(7)	元禄11年7月	沼隈郡戸手村	下人・半三郎	6歩	上下畠・1升3合・0.65石	3升2合・1.6石	1升9合
			間脇・八右衛門	12歩	上田・5升5合・1.375石	6升4合・1.6石	9合
			間脇・治兵衛	9歩	上畠・2升6合・0.87石	4升8合・1.6石	2升2合
			間脇・治兵衛	27歩	上畠・7升7合・0.85石	1斗4升4合・1.6石	6升7合

出所)「沼隈郡能登原村新屋敷出目高帳」(元禄6年)、「品治郡宮内村新屋敷改帳」(同7年)、「沼隈郡上山南村屋敷改帳」・「沼隈郡藁江村新屋敷出目高帳」(同8年)、「沼隈郡長和村新屋敷改帳」(同9年)、「品治郡万能倉村新屋敷改帳」(同10年)、「沼隈郡戸手村新屋敷出目高帳」(同11年)〈広島大学蔵・デジタル郷土図書館・中国五県土地租税資料文庫〉によって作成。

19) 広島大学蔵。沼隈郡能登原村(元禄6年)、品治郡宮内村(同7年)、沼隈郡上山南村・同郡藁江村(同8年)、同郡長和村(同9年)、品治郡万能倉村(同10年)、同郡戸手村(同11年)の計7通。このうち、上山南分のみ標題は「屋敷改帳」となっており、「新屋敷」の表記がない。しかし、書式・内容は他の「新屋敷改帳」とまったく変わらない。(デジタル郷土図書館・中国五県土地租税資料文庫による)。

帳簿である。名称は異なるものの、両帳の記載内容に大きな差異はみられない。

表1は伝存する7通の「出目高帳」・「改帳」に記載された新屋敷の登録内容を整理して示したものである。村々の位置を示す図1を併せて掲げた。それらの「出目高帳」・「改帳」のうち4通の記載内容を示そう。冒頭の番号は表1の整理番号に対応している。

図1 福山藩6郡全図（阿部氏治世期・嘉永6年加増以前）



出所) 菅茶山「福山志料」(文化5年) 卷之三十三 附録絵図を改変。

(1) まはり三畝廿四歩之内

中下畠九歩壹升三合之所 屋敷九歩四升八合ニ成ル間

屋敷 三升五合

七左衛門下人

与左兵衛

元禄六年酉十月十七日 木村惣助

(「沼隈郡能登原村新屋敷出目高帳」)

(5) 廻り三畝廿壹歩内下畠九歩壹升壹合之所 屋敷九歩四升八合ニ成

屋敷 三升七合

卯門下人

六介

屋敷前本壹畝三步内

中畠六歩壹升所、屋敷六歩三升貳合ニ成

屋敷 貳升貳合

七郎右衛門下人

惣十郎

廻り壹畝貳拾七歩内

上下畠六歩壹升貳合所 屋敷六歩三升貳合ニ成

屋敷 貳升

吉之助下人

六藏

高合七升九合

家数三軒 下人

元禄九年子十一月日 木村惣助

(「沼隈郡長和村新屋敷改帳」)

(6) まはり四畝之内

上上畠六歩高壹升五合之所 屋敷六歩高三升貳合ニ成間

屋敷 壹升七合

吉次郎下人

甚九郎

まはり四畝九歩之内

上畠六歩高壹升四合之所 屋敷六歩高三升貳合ニ成間

屋敷 壹升八合

茂左衛門下人

奎兵衛

合三升五合

家数貳軒下人

元禄十年丑二月 木村惣助

(「品治郡万能倉村新屋敷改帳」)

(7) 上下畠六歩高壹升三合、屋敷六歩高三升貳合=成間	
屋敷壹升九合出目高	下人 半三郎
上田拾貳歩高五升五合、屋鋪拾貳歩高六升四合=成間	
同 九合 同高	間脇 八右衛門
上畠九歩高貳升六合 屋敷九歩高四升八合=成間	
同 貳升貳合 同高	同 治兵衛
上畠貳拾七歩高七升七合 屋敷貳拾七歩高壹斗四升四合=成間	
同 六升七合 同高	同 治兵衛
都合壹斗壹升七合	

元禄十一年寅七月日 木村惣助

(「沼隈郡戸手村新屋敷出目高帳」)²⁰⁾

表1と対照しつつ上記の新屋敷改帳・出目帳の記載事例の内容を検討しよう。例えば(1)では、中下畠3畝24歩のうち9歩が屋敷地として認定されている。中下畠9歩の分米は1升3合であると記されているから、能登原村の中下畠の石盛は約4斗3升3合である。屋敷地として認定後の分米は4升8合であるから、石盛は約1石6斗ということになる。言うまでもなく、中下畠9歩と新屋敷9歩の分米の差異「出目」は3升5合である。以下、(2)～(7)の新屋敷改帳・出目帳においても同様の演算が行なわれている。

7通の新屋敷改帳・出目帳に記載された13筆の屋敷地の石盛はすべて1石6斗となる。表1(7)の沼隈郡戸手村の上田の石盛は1石3斗7升5合であるから、それをさらに上回る高い石盛が付されていたことが知られる。既述の通り、正保期から天和期に渡って実施された水野氏の地詰においては、村々の屋敷地に1石6斗から2石の上々田並の高い石盛が付された。地詰以後の新屋敷の石盛においても上々田並が採用されたが、1石6斗の石盛に止められ、村々に一律に課されたのである。

表1を一瞥して明らかなように、すべての新屋敷の名請人には「間脇」あるいは「下人」の肩書きが付けられている。間脇とは分家・別家、下人とは名子等の従属農民を指す。水野氏の地詰においては、多数の間脇・下人が屋敷地の名請けを認められたが、屋敷請けした間

20) 以上、広島大学蔵「元禄6年沼隈郡能登原村新屋敷出目高帳」・「元禄9年沼隈郡長和村新屋敷改帳」・「元禄10年品治郡万能倉村新屋敷改帳」・「元禄十一年沼隈郡戸手村新屋敷出目高帳」による。(同上)

脇・下人たちは、一軒前の経営体として認められたものの、村々の百姓株は固定されたままであり、本百姓への昇格は認められなかったと言われる²¹⁾。

原田誠司氏は、福山領内12ヵ村の寛文11年(1671)「坪地詰帳」(同氏によれば、実際には正保4年(1647)の調査によるものであるという)を分析され、同帳にあらわれる無屋敷登録人は、(1)他村に居住する入作百姓(2)家長の血縁家族成員(親・息子・兄弟など)、(3)隷属農民(譜代下人・被官、間脇などの族団協業体の一員を含む)、(4)定着後間もない他村からの入百姓で構成されていることを明らかにされた。そのうち最も高い比重を占めていたのは(2)の類型に属する者たちであり、(1)、(4)がこれに次ぎ、(3)に属する者の比率は小さかったという²²⁾。同氏は、これに続く芦田郡19ヵ村の「元禄検地水帳」を用いた17世紀最末期における無屋敷登録人の動向を探る分析においても、無屋敷登録人は(4)を除く(1)から(3)までの類型に属する者たちで構成されており、水野氏の地詰帳の場合と同様に、そのうち(3)は少なく、(2)の類型の者たちが中心を占めていたという考察結果を示されている²³⁾。これは、17世紀中葉、福山藩領においては地主手作経営の解体が相当進行しており、すでに広範に小農経営の確立がみられたことを示しているが、一方、その後半世紀を経ても従属農民の残存がみられ、彼らの自立は容易に進行しなかったことをも示唆している。

正保・寛文期を中心とする地詰以後も、福山領内において、残存する間脇・下人たちの屋敷請は進行した。屋敷請を認められた結果、以前は田ないし畑の石盛が付けられていた間脇・下人たちの居住地には新屋敷の石盛1石6斗が付けられた。間脇・下人たちにとって、これは相当高い代償であったが、自らの家居を新屋敷として登録されたことは本家や主家から彼らが独立を果たす大きな一歩となったであろう。伝存する元禄期の「新屋敷出目高帳」・「同改帳」にみる限り、水野氏治世期において「新屋敷」とは、新たに名請けを容認された間脇・下人層の屋敷地を意味すると言えよう。

2 阿部氏治世福山藩における新屋敷の仕法

享保6・7年(1721・2)、徳川幕府は享保改革の一環として、原則として新屋敷の新設、あるいは新たな家作を禁止する触書を諸国に発令した。関連する条項の一部を抜粋して掲げる。すなわち、

21) 前掲『福山市史中巻』141～6頁。

22) 原田誠司「近世初期検地帳と無屋敷登録人」(有元正雄先生退官記念論集刊行会編『近世近代の社会と民衆』清文堂出版 平成5年所収)特に41～9頁。

23) 同氏「検地帳における屋敷持と無屋敷登録人—17世紀末期備後国芦田郡を中心にして—」(兵庫教育大学『研究紀要』第32巻)特に5～7頁。

一 村中百姓有来家作之外、猥ニ家作仕間敷候。無扨子細有之は、御代官之差図たるへき事。(享保6年・第5条)

一 惣而田畑野方林藪等を開候而新屋敷ニ仕候儀停止之事。

但、(中略)新田畑其外前々より家無之場所へ家作致し、又は出茶屋等作るへからず候。若子細有之か、新家作之儀願出候は、御代官差図請へき候²⁴⁾。(同年・第15条)

一 諸国在々百姓、有来家居之外ニ自今新規ニ家作致すへからず。一家之内ニ子孫兄弟多く、或ハ病身之者有之候而、同居難成子細有之ものハ、一屋敷之内ニ小屋を作り、或ハ差懸ケに致す儀ハ格別たるへき事²⁵⁾。(享保7年・第1条)

享保6年には主として天領村々に、翌年には私領を含む全国農村に令達されたこの禁止令以後、それまで比較的自由であった徳川期農村における新屋敷の新設は大きく制限されるに至ったと言われる²⁶⁾。ところが、福山藩においては、享保期はもとより、それ以後においても新屋敷の新設を制限する措置はほとんど取られなかった。村方に対する家作統制令の展開事情については第IV章で触れるので措くことにし、ここでは、村方の新屋敷に対する阿部氏治世福山藩府の対応仕法を考察しよう。

元禄検地以後、福山藩においては、新たに家作が行なわれ、屋敷地として認定された土地を新屋敷と称した。福山領内農民が未だ屋敷地として認定されていない土地に新たに屋敷を建てようとするとき、どのような手続きが必要であったのであろうか。

新屋敷の取り扱いについて直接触れた阿部氏治世初期の史料は今のところ見出せない。文政13年(1830)7月、領内諸村に発令された「家作願」の励行を厳しく促す触書がようやく我々の関心に応えてくれる。その内容を検討するために、まず、同触書の全文を掲げよう。すなわち、

文政十三寅年被仰出候御触状

在中ニ而新規家作いたし候儀、向後法之通家敷分上畑之斗代被仰付候間、新屋敷願在之節者村役人共其所之畝歩位等相改、相違無之様いたし可相達、尤見分指出可申候。田方并上々畑江新家立申儀、向後可為無用候。然共無扨訳合有之者願之依品可被仰付候段、享保五子年二月被仰出候処、近来不相願家作致居もの共も有之趣相聞、当人者勿論庄屋役人共迄不埒之事ニ候。急度可及糺ニ茂有之处、近來之心得違ニ茂無之候得者、先此度者以御憐愍不及其沙汰候。併斗代違其儘被指置候筋無之候間、銘々持高名寄帳・地並帳・水帳引合相調、斗代違不請分者左之振合ニ相認メ帳面指出可申候分、上畑位下之分者は又同様書加

24) 「平日村方へ申渡可置書付」(享保6年)(児玉幸多編『近世農政史料集1—江戸幕府法令上』吉川弘文館昭和41年 所収 史料番号161号)150・152頁。

25) 「百姓新規家作并新規商売停止其外之儀御書付覚」(享保7年)(同上書 史料番号180号)165頁。

26) 神谷智 前掲書 137頁、大塚英二 前掲書 295頁。

へ可指出候。

字何拾番何兵衛受 願主

本中畑何反歩之内 誰

式間梁□

一 新屋敷式拾壹歩 桁行六間

四方三尺下家付

高五升六合 八斗代

出目高壹升四合 上畑壹石代之積

一 持山藪并野山野地之場所へ新発屋鋪并新業（ママ）いたし、前条之通心得違之ものも有之趣相聞、不埒之至ニ候。是亦同様相心得別段帳面可指出候。

一 屋敷請水帳付之分居家年来取崩居候分、尚又家作いたし候ハ、其節以書付可相達候。尤建替之儀ハ不及届候。右之通小面之もの共江得与為申聞、庄屋役人共厳重ニ取調当月中ニ無滞帳面可指出候。已後心得違之者於有之者、当人者勿論庄屋役人共迄急度可申付候。

右之通被仰出候間、此段令承知小面不洩様可申聞候。已上。

七月三日 杉原与左衛門²⁷⁾

まず、新屋敷の斗代は上畑となることが明示されている。村民が新屋敷を建設するに当たっては、庄屋に「家作願（新屋敷願）」を提出しなければならない。これを受け、庄屋は畝数等の調査を行ない、その見分書を領主側に提出することになっていた。

阿部氏福山藩において、本来「新屋敷」とは、「此新屋敷与申候ハ、田畑ニ而無御座場所江家作仕候を見分之上、取米被仰付候儀ニ御座候²⁸⁾。」ということであり、建前上、耕地に家作を行なうことは禁じられていた。しかし、この触書で禁止されているのは、田方と上々畑への家作であり、しかも、願い出により、やむを得ない場合はそれも認められると述べられている。すでに享保5年（1720）にこれらのことが通達されたが、近年は家作願の提出が励行されていないと記されているが、この触書については不明である。

家作願の提出が疎かにされている現状は、当人・庄屋共々「不埒之事」として糾弾されるべきであるが、これは近來に始まったことではないので、この度は「御憐愍」をもって「沙汰」に及ばずということにする。しかし、それは「斗代違」をそのまま容赦するというのではないと追記されている。この「斗代違」については、続いて載せられている新屋敷見分

27) 「文政十三年寅年被仰出候触状」（戸手・信岡家「村要用記録 文政13年」〈広島県『広島県史近世資料編V』昭和54年 所収 史料番号712号）673頁。

28) 「備後郡村誌」（文政元年）宮内庁書陵部所蔵（府中市『府中市史史料編IV地誌編』昭和61年 所収）2頁。

書の雛形の分析と併せ、次節で詳細に検討しよう。

後段の2項では、まず、藪・山林・野原などに新たに家作を行なう場合、必ず家作願を提出するように義務づけている。続いて、すでに検地帳に屋敷地として登録されているが、長らく廢墟になっていた土地に家作を行なう場合は家作願の提出が必要であり、単なる建て替えを行なう場合は不必要である旨が述べられている。

要するに、文政13年の触書において求められているのは、家作願（新屋敷願）の提出の励行であって、家作の禁止ではない。阿部氏治世期の福山藩においては、すでに初期から基本的に農民の新屋敷の建設、家作を認める姿勢が示されていた。そのことは、阿部氏が福山藩に入封直後の正徳元年（1711）に郡奉行の名で領内村々役人宛に発令した、いわゆる「郡方三十五カ条の条目」に次のような新屋敷の取り扱いに関連する条項が含まれていることから知られる。すなわち、

一 自林たりといふとも竹木類無断して伐申間鋪候。若猥伐採もの於有之ハ急度可申付事。

附、家作修履等仕候節ハ以書付相願可申候。吟味之上可任願事。(18条)

一 田畑永代売之儀ハ兼而公儀御法度故不及申、縦借物之質物=入候共永代之事仕へからず。且又家屋敷并家財等売候ハて不叶子細有之は、其段詳相達可伺差図。尤売券状之儀可入念事。

附、家作之事如元修履ハ不及相伺、若於崩取者可受差図事²⁹⁾。(26条)

第18条では、竹木類の無断伐採を禁止している。竹木類の無断伐採が禁じられている自林とは屋敷藪林のことではなく、百姓持藪を指している³⁰⁾。付則では、家作や修理を行なう際、書付をもって願い出れば、吟味の上、持藪から竹木の伐り出しを許可すると述べている。建築資材としての竹木の利用を認める内容であり、間接的ながら、新たな家居の建設を容認する姿勢が表現されていると言えよう。

第26条本文では、屋敷地と家財の売却について触れている。まず、田畑永代売りは公儀の御法度であり、質地とする場合でも永代に及ぶことはあってはならないと述べ、耕地の売買を厳禁している。しかし、家屋敷と家財の売却は認めている。家屋敷や家財を売り払わねばならないときは、その理由を詳しく述べ、指図を仰がねばならず、その際、売券状は入念に作成しなければならない旨を通達している。付則として、元通りに家屋を修復するときは、伺いを出す必要はないが、旧居を解体し家作するときは、指図を仰がねばならない旨が記されている。先にみた文政13年の触書とほとんど変わらない内容の条項がすでにここに

29) 下御領・横山家「御条目写し」(前掲『広島県史近世資料編V』所収史料番号133号)139～40頁。

30) 福山藩においては、農民の個別利用を認める民有林として、薪炭類の採取源となる小林、また竹藪として利用を認められた百姓持藪があった。農民は強い利用上の規制を受けるとともに、それぞれに山年貢・藪年貢の負担を求められた。

盛られていることが知られる。

さて、庄屋からの新屋敷見分書を受理した後、藩役人による検地が実施された。地方書「郷中覚帳」は、新屋敷に対して実施される検地について、次のように記している。

一 家不建以前地取計有之所、改請可申与心得違申候儀も有之候。左様之節ハ家建候後ニ達可出与為申聞、改申間敷事。

新屋敷、但新発やしき

一 野山或者御藪跡杯之類江屋敷建候事、竿入之儀斗代違之通、時之見計也。尤何間ニ何間半与限り何尺何寸ハ付ケ不申、家建候得者悪所たりとも上畑ニ極御法也。

あざ

一 新屋敷貳拾四歩 四間・六間 何村 誰

右之通此度相改候。以上。

何

何月何日 何某判

何村庄屋

右之通書付庄屋江指遣す。尤新発屋敷ハ別段高反別書付郡奉行中江指出ス。訳ハ御高相増候付、前々ろ出し来り候事³¹⁾。

第1項によって、藩役人による新屋敷の検地は、屋敷の建設以前には行なわれず、建設後、村役人の願い出を受けて実施されたことが知られる。それゆえ、新屋敷建設以前の見分書の提出は禁止されていた。新屋敷建設以前に検地を実施した場合、その後、何らかの事情で新屋敷の建設を見送らねばならない事態も起こりうる。領主側は、見分書の提出時期を新屋敷の建設後に限定することによって、トラブルを防ぎ、郡方所務が煩雑となる事態を回避しようとしたのである。

家作願にもなんらかの提出時期の制限が行なわれていたかどうかは明らかではない。すでにみた通り、福山藩元禄検地の検地条目では、畑などに新屋敷の建築を望む者がいれば、「上畑並」に石盛されることを前提に、建設以前に家作願を提出することを積極的に認める姿勢が示されていた。そこには、農民に家作を急がせ、早期のうちに「上畑並」の石盛を付し「出目」の確保を促そうとする検地条目作成者たる幕府役人の期待が込められていた。しかし、これを受け止めた福山藩においては、「出目」の可能性を広げる方向よりもむしろ、発生した「出目」を確実に捕捉する方向が選択された。家作願は、文字通り言えば、これから家作を実施する許可を求める願い出であるから、新屋敷見分書と同様な措置は取れない。しかし、村民・庄屋間で願い出の授受に慎重な姿勢が求められていたと思われる。

31) 「郷中覚帳」五「新屋敷斗代違竿入改様之事」(福山城博物館附属鏡槽文書館鶴資文庫所蔵慶応元年書写本)。

第2項では、「新発屋敷」、つまり、それまで除地となっていた野原や藪跡などを切り拓き、新たに屋敷を設けた土地に対する検地の実施方法について述べられている。竿入れに当たっては、たとえ「悪所」でも「上畑」の石盛を付し、元の土地の状況に応じて「斗代違」に留意するよう求めている。検地帳には縦横の間数を半間まで記し、何尺何寸まで記す必要はないと述べているが、これは、すでに前章で考察した福山藩元禄検地の検地条目第4条の内容に対応する仕法である。検地実施後、庄屋には例示されているような書付が渡され、「新発屋敷」の検地に限り、郡奉行にもその高反別が報告された。「新発屋敷」は比較的大きな「出目」が獲得できたため、郡方所務の成果として受け止められていたのである。

3 斗代違・四壁引に対する対応

前節に全文を掲げた「文政十三寅年被仰出候御触状」は、その前段末尾で、家作願・新屋敷見分書の提出が等閑に付されてきた現状は宥免するが、「斗代違」はこのまま放置できないと述べ、それぞれ名寄帳・地並帳・検地帳を照合し、「斗代違」がある場合は、それを帳面に記して提出するように命じていた。また、「郷中覚帳」も「新発屋敷」の検地に当たっては、「斗代違」に留意するよう求めていた。

「斗代違」とは何か。「備後郡村誌」はこれを次のように説明している。

(前略) 斗代違与申候ハ、畑之内江新家作仕候得者砂畑・下畑・中畑ニ而茂上畑之年貢上納仕候儀ニ御座候³²⁾。(下略)

すでに触れた通り、屋敷地の石盛は「上畑並」とするのが定法であった。「斗代違」とは、屋敷地となる以前の斗代と上畑扱いとなって以後の斗代の差異を指し、その結果生じる分米の差異を「出目」と称した。

少なくとも文政13年に触書が発令された時点では、領主側は必ずしも新屋敷の建築を禁じようとはしていなかった。制禁されているのは、「田方并上々畑江新家立申儀」であるにすぎなかった。これは、屋敷地として上畑の石盛が付された結果、従来よりも石盛が下がる事態を回避するための措置であったが、それすらも、「然共無摺訳合有之者願之依品可被仰付候。」と、事情によっては容認される場合もあった。藪・野山・野地への新規の屋敷建設についてもこれを禁じたのではなく、村民が家作願を出さずに勝手に家作を行ない、庄屋も代官所への見分書の提出を怠っている心得違いを戒めたのである。むしろ領主側が期待していたのは、村方における新屋敷の建築の現状を的確に把握し、これに洩れなく上畑の斗代を

32) 前掲「備後郡村誌」(前掲『府中市史史料編IV地誌編』所収)2頁。

付して、「出目」を稼ぎ、貢租納入量の増大をはかることであった³³⁾。

ところで、新屋敷の検地に際して、従来、屋敷地に認められていた「四壁引」はどのように処理されていたのだろうか。「文政十三寅年被仰出候御触状」に載せられている新屋敷見分書の雛形を再度掲げ、それを確認しよう。すなわち、

字何拾番何兵衛受 願主
本中畑何反歩之内 誰

式間梁□

一 新屋敷式拾壹歩 桁行六間

四方三尺下家付

高五升六合 八斗代

出目高壹升四合 上畑壹石代之積³⁴⁾

藩役人による新屋敷の検地は、庄屋が提出した新屋敷見分書に基づいて実施された。担当役人は現地へ赴き、見分書の内容を確認し、新屋敷縄帳（検地帳）に帳付けした。ほとんどの場合、見分書の数値がそのまま新屋敷縄帳に転記された。

上記の雛形に記されている屋敷高・出目高の演算過程について若干説明しよう。それまで中畑であった土地に、梁（縦）2間・桁（横）6間、建坪12歩（坪）の家を建てた場合が想定されている。この屋敷地の坪数を見分書ないし検地帳にいかん記すべきか。「四方三尺下家付」の文言に留意すべきである。梁2間・桁6間に加え、縦横ともに3尺×2＝6尺＝1間分が追加されている。したがって、この屋敷地は縦3間、横7間となり、面積は21歩となる。この村の中畑の斗代が8斗であるとすれば、それまで分米は、升到直して計算すれば、80×300分の21（100分の7）＝5升6合であったが、屋敷地となったので、斗代は上畑並の1石となり、分米は100×100分の7＝7升となる。両者の差異、つまり「出目」は1升4合となるというのである。

同様に、地方書「郷中覚帳」は、藩役人の実務を指導する視角から、新屋敷の検地に際する畝数改めの仕法について次のように述べている。

一 式間梁・四間半之新屋敷家下九坪也。竿入候節裏廻り得与見合、雪隠并前ニ干物場ヲ

33) それゆえ、郡方役人たちは、農民から屋敷地を畑に戻す申請が出る事態を懸念した。斗代違はおろか、当該地から得られる貢租収入そのものが減少するからである。地方書「郡中町方明細記」には次のような記事が載せられている。

一 居屋敷を悉畑ニ仕候屋敷跡斗代之儀髓成ル古法相知れ不申候間、何レ而も古法ニ従ひ被仰付可然と存候。享保五亥年日記有り。

〈「郡中町方明細記」(府中市『府中市史史料編Ⅱ近世史料編上』昭和63年所収)244～5頁)。

屋敷地をすべて畑にした場合、屋敷跡の斗代はどうなるか、確かな古法はわからないが、いずれにしても古法にしたがうべきであると記し、結論を先送りしている。

34) 戸手・信岡家(「村要用記録」文政13年)〈前掲『広島県史近世資料編Ⅴ』所収史料番号712号)673頁

少々見込大旨三間ニ六間位ニ成。且裏ハ切岸、表者往来、両脇者外地主杯と申場所も有之、左様之場所者余計不成。但、畝歩相極候上ニ而書付庄屋江指遣³⁵⁾。

検地に当たって、梁2間・桁4間半の新屋敷は、「家下」＝建坪9坪ではなく、それぞれ1間・1間半を加え、3間×6間の畝数とせよと記している。周囲に道路や断崖がある場合、隣接地の所有者が異なる場合の配慮を求めているものの、新屋敷の竿入れにおいては、梁と桁の長さにとどの程度の間数を差し加えて屋敷地の面積を割り出すかが、藩役人の重要な留意点となっていたことが知られる。

阿部氏治世福山藩においては、新しい家居の建設は比較的伸びやかに容認されていた。しかし、新屋敷として認定された土地に対して「四壁引」はまったく適用されていなかった。「四壁引」は、元禄検地において屋敷地として登録された本屋敷に残存する特権であるにすぎなかったのである。

Ⅲ 阿部氏治世福山藩における新屋敷の実態

1 新屋敷縄帳の概要

現在、合わせて57通の阿部氏治世期における新屋敷検地帳が伝存している³⁶⁾。それらには、例えば「沼隈郡上山田村新屋敷縄帳」のように、いずれも郡・町村名の後に「新屋敷縄帳」の標題が付されている。新屋敷縄帳の作成年代は享保16年(1731)9月、宝暦10年(1760)9月、安永3年(1774)5月、寛政6年(1794)8月、文化12年(1815)5月の5期に渡っている。各期に伝存する縄帳の冊数は享保16年11冊、宝暦10年11冊、安永3年7冊、寛政6年15冊、文化12年13冊である。これらのうち「享保十六年沼隈郡鞆町新屋敷縄帳」は、町場である鞆町の現状を反映して、「上々」から「下々」まで相当高い屋敷地の石盛が付されるなど、諸村の新屋敷縄帳とはまったく趣を異にする記載内容となっている。本稿は、福山藩の村方における屋敷地を考察の対象とするので、この「鞆町新屋敷縄

35) 前掲「郷中覚帳」五「新屋敷斗代違竿入改様之事」。

36) 下記の諸町村の「新屋敷縄帳」が伝存している。沼隈郡鞆町・上山田村・赤坂村・柳津村・藤江村・分郡後地村・深津郡引野沼田村・吉田村・芦田郡行藤村・福田村・品治部向永谷村(享保16年)、沼隈郡下山田村・金見村・分郡上岩成村・後地村・走島村・横島村・深津郡引野沼田村・大門村・安那郡上御領村・芦田郡中須村・品治部向永谷村(宝暦10年)、沼隈郡下山田村・神村・中山南村深津郡市村・芦田郡中須村・目崎村・下有地村(安永3年)、沼隈郡西村・中山南村・草深村・浦崎村・本郷村・金見村・藤江村・分郡山手村・多治米村・後地村・芦田郡荒谷村・上有地村福田村・相方村・品治部倉光村(寛政6年)、沼隈郡本郷村・藤江村・早戸村・柳津村・神村・原村・多治米村・安那郡中野村・芦田郡荒谷村・品治部倉光村・中島村・近田村・向永谷村(文化12年)

〈広島大学蔵(デジタル郷土図書館・中国五県土地租税資料文庫による)〉。

帳」を除外して分析を進める。

散逸してしまった縄帳がある可能性を考慮すべきであるが、伝存する新屋敷縄帳をみる限り、新屋敷の検地は年々実施されるのではなく、一定の時期に纏めて実施されていたことが知られる。そのことは、享保12年を例外として、新屋敷の検地に各回それぞれ12名ないし14名の藩役人を充て、2組に分かれて検地を実施させていたことから明らかである³⁷⁾。新屋敷の検地は、相応の人数の藩役人を派遣し、一時期に一括して実施されたのである。

これらの阿部氏治世期に作成された新屋敷縄帳には、先の水野氏治世期の「新屋敷出目高帳」や「新屋敷改帳」にみられた「間脇」あるいは「下人」に類する名請人の肩書きはいっさい付されていない。阿部氏時代に至り、「新屋敷」は文字通り、新しい屋敷を意味するものになったのである。

若干の「新屋敷縄帳」の記載内容を示そう。冒頭に記した番号は次節に掲げる表2の整理番号に対応している。

- (4) 一 屋鋪壹畝歩 六間・五間 権四郎
 一 屋鋪三步 一間半・貳間 好蔵
 屋鋪反別合壹畝三步
 分米九升九合 但壹反=付九斗盛
 木村惣助 他6名

享保16年9月「沼隈郡藤江村新屋敷縄帳」

- (16) 一 屋鋪拾六歩 四間・四間 平三郎
 一 屋鋪拾貳歩 四間・三間 定治郎
 一 屋鋪六歩 三間・貳間 六兵衛
 一 屋鋪貳拾歩 五間・四間 与兵衛
 屋鋪反別合壹畝貳拾四歩
 分米壹斗五升三合 但壹反=付八斗五升盛
 小川才助 他5名

宝暦10年9月「分郡横島村新屋敷縄帳」

- (28) 一 屋鋪貳拾七歩 六間・四間半 惣兵衛
 一 屋鋪壹畝拾四歩 八間・五間半 又五郎
 屋鋪反別合貳畝拾壹歩

37) 新屋敷縄帳の署名者をみると、享保16年は、すべての郡村の検地を木村惣助他6名が務めているが、宝暦10年には小川才介他5名、樋口彦右衛門他5名の2組に分かれて検地を行なっている。同様に、安永3年は堀内丈助他5名・斉藤源助他5名、寛政6年は上田与平治他7名・早間林八他7名、文化12年は高嶋良助他6名・此名力蔵他6名の2グループがそれぞれ領内諸村の新屋敷の検地に従事している。

分米貳斗三升七合 但壹反=付壹石盛

齊藤源助他 5 名

安永 3 年 5 月「芦田都下有地村新屋敷縄帳」

(33) 一 屋鋪貳畝四歩 八間・八間 惣左衛門

一 屋鋪拾三歩 五間・貳間半 孫八

一 屋鋪拾六歩 四間・四間 政左衛門

屋鋪反別合三畝三歩

分米貳斗七升九合 但壹反=付九斗盛

上田与平治 他 7 名

寛政 6 年 8 月「沼隈郡本郷村新屋敷縄帳」

(56) 一 屋鋪拾歩 七間・壹間半 料助

一 屋鋪六歩 四間・壹間半 久米八

屋鋪反別合拾六歩

分米五升三合 但壹反=付壹石盛

此名力蔵 他 6 名

文化 12 年 5 月「品治部向永谷村新屋敷縄帳」³⁸⁾

上記の「新屋敷縄帳」の記載事例のうち、(4)の享保 16 年 9 月「沼隈郡藤江村新屋敷縄帳」の記載内容を検討しよう。新屋敷の名請人は権四郎と好蔵の 2 名である。新屋敷として登録された土地の面積は、前者は $6 \times 5 = 30$ 歩 = 1 畝、後者は $1.5 \times 2 = 3$ 歩であった。2 人の新屋敷の総反別は 1 畝 3 歩となる。この藤江村の屋敷地の石盛は 9 斗である。これは 1 歩につき、3 合の斗代を意味する、したがって、両者の新屋敷の分米は、 $33 \times 3 = 99$ 合 = 9 升 9 合となる。他の 4 つの新屋敷縄帳の事例においても同様の演算が行なわれている。

2 新屋敷縄帳の分析

「享保十六年沼隈郡鞆町新屋敷縄帳」を除く全 56 通の新屋敷縄帳の記載内容を整理し、表 2 として示そう。5 期に渡る検地を通して、新たに新屋敷として登録された筆数は総計 105 筆である。それらの新屋敷のうち、最大の面積を占めるのは同表 (33) 1 の沼隈郡本郷村「惣左衛門」の新屋敷 2 畝 4 歩、また、最小の面積の新屋敷は同表 4 (1) の同郡藤江村「好蔵」の新屋敷 3 歩である。いずれもその具体的な記載内容をすでに前節で新屋敷縄帳の

38) 「享保十六年沼隈郡藤江村新屋敷縄帳」・「宝暦十年分郡横島村新屋敷縄帳」・「安永三年芦田都下有地村新屋敷縄帳」・「寛政六年沼隈郡本郷村新屋敷縄帳」・「文化十二年品治部向永谷村新屋敷縄帳」(広島大学蔵「デジタル郷土図書館・中国五県土地租税資料文庫による」)。

表2 阿部氏治世福山藩における新屋敷縄帳の内容

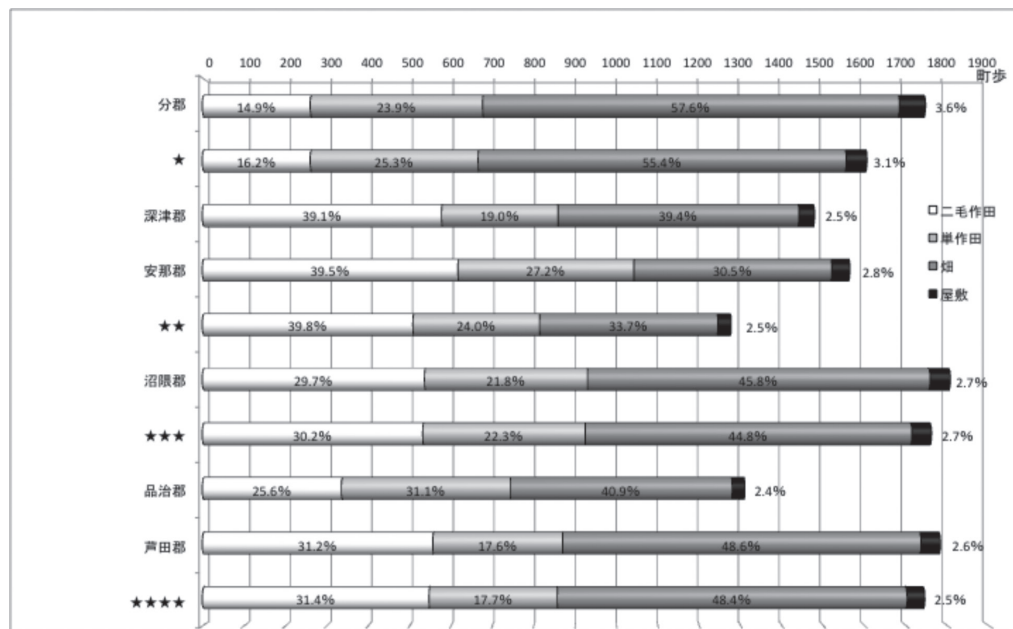
番号	郡村名	年代	面積 (歩)	縦 (間)	横 (間)	分米 (升)	石盛 (石)	
(1)	沼隈郡 上山田村	享保 16 年 9 月	20	5	4	6.0	0.9	
(2)	赤坂村	〃	15	5	3	4.5	0.9	
(3)	柳津村	〃	42	7	6	12.6	0.9	
(4)	藤江村	〃	1	30	6	5	9.0	0.9
			2	3	1.5	2	0.9	
(5)	分郡 後地村	〃	1	9	3	3	3.3	1.1
			2	12	4	3	4.4	
(6)	深津郡引野沼田村	〃	12	4	3	3.6	0.9	
(7)	吉田村	〃	30	6	5	11.0	1.1	
(8)	芦田郡 行藤村	〃	21	7	3	6.3	0.9	
(9)	福田村	〃	10	4	2.5	3.3	1	
(10)	品治郡 向永谷村	〃	33	6	5.5	11.0	1	
(11)	沼隈郡 下山田村	宝暦 10 年 9 月	1	9	3	3	2.7	0.9
			2	9	3.5	2.5	2.7	
			3	27	6	4.5	8.1	
			4	20	5	4	6.0	
(12)	金見村	〃	1	14	4.5	3	4.2	0.9
			2	15	5	3	4.5	
(13)	分郡 上岩成村	〃	10	5	2	3.3	1	
(14)	後地村	〃	1	18	6	3	6.6	1.1
			2	9	4.5	2	3.3	
(15)	走島村	〃	15	5	3	3.5	0.7	
(16)	横島村	〃	1	16	4	4	4.5	0.85
			2	12	4	3	3.4	
			3	6	3	2	1.7	
			4	20	5	4	5.7	
(17)	深津郡引野沼田村	〃	9	3	3	2.7	0.9	
(18)	大門村	〃	10	4	2.5	3.3	1	
(19)	安那郡 上御領村	〃	23	6.5	3.5	7.7	1	
(20)	芦田郡 中須村	〃	20	5	4	6.7	1	
(21)	品治郡 向永谷村	〃	1	55	11	5	18.3	1
			2	24	8	3	8.0	
(22)	沼隈郡 下山田村	安永 3 年 5 月	1	24	6	4	7.2	0.9
			2	48	8	6	14.4	
			3	27	5.5	5	8.1	
(23)	神村	〃	11	4.5	2.5	3.3	0.9	
(24)	中山南村	〃	18	6	3	6.0	1	
(25)	深津郡 市村	〃	10	4	2.5	3.7	1.1	
(26)	芦田郡 中須村	〃	26	6.5	4	8.7	1	
(27)	目崎村	〃	27	9	3	9.0	1	
(28)	下有地村	〃	1	27	6	4.5	9.0	1
			2	44	8	5.5	14.7	
(29)	沼隈郡 西村	寛政 6 年 8 月	35	7	5	10.5	0.9	
(30)	中山南村	〃	20	5	4	6.7	1	
(31)	草深村	〃	33	6	5.5	11.0	1	

番号	郡村名	年代	面積 (歩)	縦 (間)	横 (間)	分米 (升)	石盛 (石)	
(32)	浦崎村	〃	1	27	6	4.5	8.1	0.9
			2	20	4.5	4.5	6.0	
			3	30	6	5	9.0	
			4	18	4.5	4	5.4	
			5	20	5	4	6.0	
			6	19	5.5	3.5	5.7	
			7	35	7	5	10.5	
(33)	本郷村	〃	1	64	8	8	19.2	0.9
			2	13	5	2.5	3.9	
			3	16	4	4	4.8	
(34)	金見村	〃	1	35	7	5	10.5	0.9
			2	37	10.5	3.5	11.1	
(35)	藤江村	〃	1	32	8	4	9.6	0.9
			2	36	8	4.5	10.8	
			3	21	6	3.5	6.3	
			4	18	6	3	5.4	
			5	15	5	3	4.5	
			6	20	5	4	6.0	
			7	12	4	3	3.6	
			8	15	5	3	4.5	
			9	16	4	4	4.8	
			10	9	3	3	2.7	
			11	10	4	2.5	3.0	
			12	15	5	3	4.5	
			13	35	7	5	10.5	
(36)	分郡 山手村	〃	14	4	3.5	4.7	1	
(37)	多治米村	〃	1	9	3.5	2.5	3.0	1
			2	15	5	3	5.0	
(38)	後地村	〃	1	10	5	2	3.7	1.1
			2	8	4	2	2.9	
			3	12	6	2	4.4	
			4	10	4	2.5	3.7	
			5	10	4	2.5	3.7	
(39)	芦田郡 荒谷村	〃	26	7.5	3.5	7.4	0.85	
(40)	上在地村	〃	48	8	6	16.0	1	
(41)	福田村	〃	1	26	6.5	4	8.7	1
			2	52	9.5	5.5	17.3	
(42)	相方村	〃	18	6	3	6.0	1	
(43)	品治郡 倉光村	〃	22	5.5	4	7.3	1	
(44)	沼隈郡 本郷村	文化12年5月	25	5	5	7.5	0.9	
(45)	藤江村	〃	1	14	4.5	3	4.2	0.9
			2	12	4	3	3.6	
			3	12	4	3	3.6	
			4	12	4	3	3.6	
			5	9	4.5	2	2.7	
(46)	早戸村	〃	15	5	3	4.0	0.8	
(47)	柳津村	〃	4	2	2	1.2	0.9	
(48)	神村	〃	28	7	4	8.4	0.9	
(49)	原村	〃	1	6	3	2	2.2	1.1
			2	21	6	3.5	7.7	
(50)	多治米村	〃	10	4	2.5	3.0	0.9	

番号	郡村名	年代	面積 (歩)	縦 (間)	横 (間)	分米 (升)	石盛 (石)
(51)	安那郡 中野村	〃	8	4	2	2.7	1
(52)	芦田郡 荒谷村	〃	9	4.5	2	2.6	0.85
(53)	品治郡 倉光村	〃	15	6	2.5	5.0	1
			12	4	3	4.0	
(54)	中島村	〃	7	3.5	2	2.1	0.9
(55)	近田村	〃	10	4	2.5	3.3	1
			10	4	2.5	3.3	
(56)	向永谷村	〃	10	7	1.5	3.3	1
			6	4	1.5	2.0	
平均			19.53	5.30	3.47	6.17	
最大			64	11	8	19.2	1.1
最小			3	1.5	1.5	0.9	0.7

出所) 下記の諸村の「新屋敷縄帳」による。沼隈郡上山田村・赤坂村・柳津村・藤江村・分郡後地村・深津郡引野沼田村・吉田村・芦田郡行藤村・福田村・品治部向永谷村(享保16年)、沼隈郡下山田村・金見村・分郡上岩成村・後地村・走島村・横島村・深津郡引野沼田村・大門村・安那郡上御領村・芦田郡中須村・品治郡向永谷村(宝暦10年)、沼隈郡下山田村・神村・中山南村深津郡市村・芦田郡中須村・目崎村・下有地村(安永3年)、沼隈郡西村・中山南村・草深村・浦崎村・本郷村・金見村・藤江村・分郡山手村・多治米村・後地村・芦田郡荒谷村・上有地村福田村・相方村・品治郡倉光村(寛政6年)、沼隈郡本郷村・藤江村・早戸村・柳津村・神村・原村・多治米村・安那郡中野村・芦田郡荒谷村・品治郡倉光村・中島村・近田村・向永谷村(文化12年)〈広島大学蔵・デジタル郷土図書館・中国五県土地租税資料文庫〉によって作成。

図2 福山藩6郡における土地利用状況 宝永8年(1711)〈二毛作面積は明和3年(1766)〉



出所) 表3 aによる。

記載事例として示している。全 105 筆の新屋敷の平均面積は 19.53 歩、約 20 歩であり、島嶼部に位置する分郡走島、同郡横島の計 5 筆を除外しても平均面積は 19.82 歩でほとんど変わらない。このような新屋敷縄帳から知られる諸数値は、阿部氏治世期福山藩における新屋敷のどのような現状を物語っているのであろうか。

それらの諸数値の意味を探るために、阿部氏治世初期の福山藩 6 郡における屋敷地の石高・面積等の実状をみてみよう。表 3 a は宝永 8 年 (1711) の時点における福山藩 6 郡の石高・土地利用状況・戸口・飼養牛馬数等の数値表である。それらのうち石高・水田面積・畑面積・屋敷地面積は先に触れた元禄 12 年 (1699) の元禄検地によるものであり、二毛作田面積が明和 3 年 (1766) の数値である以外、その他はすべて宝永 8 年の「村々差出帳」所載の数値である。参考までに表 3 a によって、福山藩 6 郡における土地利用状況をグラフ化し、図 2 として示そう。さらに表 3 b・c には、表 3 a の諸数値から算出した石盛・平均持高・平均所有面積等を示した。すでに別稿で、表 3 a・b の諸数値から土地・労働生産力などを算出し、各郡の農業経営構造の比較を試みるなど種々の角度から検討を加えたことがある³⁹⁾。本稿ではもっぱら屋敷地に関連する数値だけに注目し、考察を進めたい。

表 3 c をみよう。平均屋敷所有面積では、安那・深津 2 郡が上位、次いで、品治・分・沼隈・芦田 4 郡が下位グループに属している。しかし、分郡は、鞆町と島嶼部の走島・田島・横島・百島の 4 か村を除くと、深津郡を上回る平均面積となる。狭隘な屋敷地が集中する都市部の鞆町の数値が除外されたためである。屋敷持高平均も安那・深津・分・品治・沼隈・芦田郡の順位であり、分・品治郡が逆転としている以外、まったく変わらない。平野部に位置する安那・深津両郡においては、17 世紀初頭、すでに直系家族を基盤とする小農経営が定着していたが、山間部に位置する芦田・沼隈両郡では、未だ間脇・下人等による族縁的協業・隷属農民労働を基盤とする地主手作経営が残存していた。現実には広大な屋敷地を所有する一定数の手作地主が存在していたにもかかわらず、多数の隷属身分の家族が存在しているために、芦田・沼隈両郡全体の平均屋敷面積は低められているのである。福山藩 6 郡にみられるこれらの事情は、屋敷地だけに限らず、耕地を含む村民の土地所有全体に共通する現象であった。

ところで、表 3 c に示したように、福山藩 6 郡全体の平均屋敷所有面積は 1 畝 23 歩、都市部・島嶼部を除いた数値は 1 畝 29 歩である。先にみた通り、新屋敷縄帳全 105 筆の平均面積は約 20 歩、島嶼部の走島・横島を除いてもその数値にほとんど変化がなかった。これ

39) 拙稿「福山藩における藪田徴租法」(尾道大学『経済情報論集』第 4 巻 1 号 2004 年) 76～8 頁、同「徳川期における耕地水害復旧支援策の展開構造—福山藩起こし 鎌下年季仕法の分析を中心に—」(尾道大学『経済情報 B 報論集』第 6 巻 2 号 2006 年) 98～103 頁、同「福山藩における麦作・稗作徴租法」(尾道大学『経済情報論集』第 10 巻 1 号 2010 年) 140～9 頁。

表3 a 福山藩諸郡の石高、土地利用状況、戸口、牛馬数
宝永8年(1711)〈二毛作面積は明和3年(1766)〉

郡名	(1)水田石高 (石)	(2)畑石高 (石)	(3)屋敷石高 (石)	(4)二毛作田面積 町、反。畝、歩、厘、毛	(5)単作田面積 町、反。畝、歩、厘、毛
分郡 ★	8370.915 8260.177	7212.634 6534.003	826.547 557.861	260、6、6、05、0、0 260、6、6、05、0、0	416、1、8、18、0、0 405、2、1、24、0、0
深津郡	10920.219	4774.457	395.895	577、6、2、00、0、0	281、0、8、07、3、3
安那郡 ★★	14199.608 10873.096	3599.718 2853.652	436.698 318.218	617、1、4、00、0、0 508、4、6、00、0、0	424、8、5、15、5、0 305、8、1、22、5、0
沼隈郡 ★★★	12482.488 12440.615	5729.833 5473.199	450.715 434.549	536、5、1、22、0、0 532、2、5、22、0、0	393、5、5、26、0、0 392、1、2、17、0、0
品治郡	8650.458	3717.453	307.559	335、7、9、28、0、0	407、6、2、26、0、0
芦田郡 ★★★★	11111.694 10930.546	5865.556 5570.531	476.085 412.986	556、5、5、06、0、0 547、4、8、06、0、0	313、2、5、25、0、0 309、4、2、10、0、0
全6郡 ★★★★★	65735.382 62075.111	30899.651 28916.463	2893.499 2430.068	2884、2、9、01、0、0 2762、2、8、01、0、0	2236、5、6、27、8、3 2101、2、5、28、8、3

郡名	(6)畑面積 町、反。畝、歩、厘、毛	(7)屋敷面積 町、反。畝、歩、厘、毛	(8)人口 (人)	(9)戸数 (戸)	(10)馬数 (頭)	(11)牛数 (頭)
分郡 ★	1005、6、7、11、0、0 889、7、6、06、0、0	62、9、4、08、0、0 48、6、1、16、0、0	23692 13460	3865 1909	56 56	695 543
深津郡	581、3、5、14、6、7	37、5、4、05、0、0	11946	1743	62	408
安那郡 ★★	477、3、9、14、0、0 391、0、2、25、0、0	43、4、6、02、0、0 32、2、7、01、0、0	9629 7507	1506 1208	84 73	368 297
沼隈郡 ★★★	826、4、2、14、0、0 788、1、4、08、0、0	48、8、7、03、0、0 47、4、0、04、0、0	24064 22396	3106 2912	142 141	1209 1205
品治郡	535、2、7、02、0、0	30、7、5、17、0、0	11478	1569	147	499
芦田郡 ★★★★	864、8、7、05、0、0 843、8、4、11、0、0	46、9、6、09、0、0 43、0、1、28、0、0	21870 20023	3392 2873	416 393	1143 1143
全6郡 ★★★★★	4290、9、9、00、6、7 4066、9、0、01、6、7	270、5、3、14、0、0 240、9、8、08、0、0	102679 86810	15181 12214	907 872	4322 4095

表3 b 算出表(1)

郡名	㊸総石高 (石)	㊹耕地石高 (石)	㊺総土地面積 町、反、畝、歩、厘、毛	㊻総耕地面積 町、反、畝、歩、厘、毛	㊼水田面積 町、反、畝、歩、厘、毛	㊽牛馬総 数(頭)
分郡 ★	16410.096 15352.041	15583.549 14794.180	1745、4、6、12、0、0 1604、2、5、21、0、0	1682、5、2、04、0、0 1555、6、4、05、0、0	676、8、4、23、0、0 665、8、7、29、0、0	751 599
深津郡	16090.571	15694.676	1477、5、9、27、0、0	1440、0、5、22、0、0	858、7、0、07、3、3	470
安那郡 ★★	18236.024 14044.966	17799.326 13726.748	1562、8、5、01、5、0 1237、5、7、18、5、0	1519、3、8、29、5、0 1205、3、0、17、5、0	1041、9、9、15、5、0 814、2、7、22、5、0	452 370
沼隈郡 ★★★	18663.036 18348.363	18212.321 17913.814	1805、3、7、05、0、0 1759、9、2、21、0、0	1756、5、0、02、0、0 1712、5、2、17、0、0	930、0、7、18、0、0 924、3、8、09、0、0	1351 1346
品治郡	12675.470	12367.911	1759、9、2、21、0、0	1278、6、9、26、0、0	743、4、2、24、0、0	646
芦田郡 ★★★★	17453.335 16914.063	16977.25 16501.077	1781、6、4、15、0、0 1743、7、6、25、0、0	1734、6、8、06、0、0 1700、7、4、27、0、0	869、8、1、01、0、0 856、9、0、16、0、0	1559 1536
全6郡 ★★★★★	99528.532 93425.474	96635.033 90998.406	9682、3、8、13、5、0 9171、4、2、09、5、0	9411、8、4、29、5、0 8930、4、4、01、5、0	5120、8、5、28、8、3 4863、5、3、29、8、3	5229 4967

表 3 c 算出表 (2)

郡名	(a)石盛 (石)	(b)免率 (%)	(c)持高平均 (石)	(d)水田持高 平均 (石)	(e)畑地持高 平均 (石)	(f)屋敷持高 平均 (石)	(g)平均土地 所有面積 町、反、畝、歩
分郡	0.940	59.21	4.246	2.166	1.866	0.214	4、5、05
★	0.957	60.57	8.042	4.327	3.423	0.292	8、4、01
深津郡	1.089	60.57	9.232	6.265	2.739	0.227	8、4、23
安那郡	1.167	56.31	12.109	9.429	2.390	0.29	1、0、3、23
★★	1.135	55.84	11.627	9.001	2.362	0.263	1、0、5、20
沼隈郡	1.033	60.98	6.009	4.019	1.845	0.145	5、8、04
★★★	1.043	61.52	6.301	4.272	1.880	0.149	6、0、13
品治郡	0.968	57.98	8.079	5.513	2.369	0.196	8、3、14
芦田郡	0.980	62.28	5.145	3.276	1.729	0.140	5、2、16
★★★★	0.970	61.67	5.887	3.805	1.939	0.144	6、0、21
全6郡	1.028	59.79	6.556	4.330	2.035	0.191	6、3、23
★★★★★	1.019	59.98	7.649	5.082	2.367	0.199	7、5、03

郡名	(h)平均水田 所有面積 反、畝、歩	(i)平均畑 所有面積 反、畝、歩	(j)平均屋敷 所有面積 畝、歩	(k)家族成 員数 (人)	(l)牛馬飼 養率 (戸)
分郡	1、7、15	2、6、01	1、19	6.130	5.146
★	3、4、26	4、6、16	2、19	7.051	3.187
深津郡	4、9、08	3、3、11	2、05	6.854	3.709
安那郡	6、9、06	3、1、21	2、27	6.394	3.332
★★	6、7、12	3、5、18	2、20	6.214	3.265
沼隈郡	2、9、28	2、6、08	1、17	7.748	2.299
★★★	3、1、22	2、7、02	1、19	7.691	2.183
品治郡	4、7、11	3、4、03	1、29	7.315	2.429
芦田郡	2、5、19	2、5、15	1、12	6.448	2.176
★★★★	2、9、25	2、9、11	1、15	6.969	1.870
全6郡	3、3、22	2、8、08	1、23	6.764	2.903
★★★★★	3、9、25	3、3、09	1、29	7.107	2.459

出所)「備後郡村誌」宮内庁書陵部所蔵(文政元年)〈『府中市史史料編Ⅳ地誌編』1986年所収〉によって作成。

注1) ★鞆町・島嶼部(走島・田島・横島・百島の4か村)を除いた数値。

★★川南・川北2カ村(神辺宿)を除いた数値。

★★★町場の形成がみられた松永村を除いた数値。

★★★★同じく府中市村を除いた数値。

★★★★★上記のすべての町場・島嶼部を除いた数値。

注2) ①=(1)+(2)+(3)。 ②=(1)+(2)。 ③=(4)+(5)+(6)+(7)。 ④=(4)+(5)+(6)。 ⑤=(4)+(5)。

⑥=(10)+(11)。

注3) (a)=①÷③、反当たり石高を算出。(b)は「備後郡村誌」記載の村ごとの免率の郡別平均値。

(c)=①÷(9)、1戸当たりの平均持高。(d)=(1)÷(9)。(e)=(2)÷(9)。(f)=(3)÷(9)。

(g)=③÷(9)。歩以下、小数第1位を四捨五入。以下、(j)まで同様。(h)=⑥÷(9)。(i)=(6)÷(9)。

(j)=(7)÷(9)。(k)=(8)÷(9)。(l)=(9)÷⑥、牛馬1頭を何戸で飼養している割合か。

は6郡全体の平均屋敷所有面積の半分にも満たないばかりか、この平均値を越える面積の新屋敷は、すでに触れた沼隈郡本郷村「惣左衛門」2畝4歩の1筆だけにすぎなかった。

このことは新屋敷名請人の大半が経済的に下位の階層の農民で占められていたことを意味する。既述の通り、水野氏治世期における「新屋敷出目高帳」・「同改帳」では新屋敷名請人全員に間脇・下人の肩書きが付けられていたが、この阿部氏治世期における「新屋敷縄帳」の新屋敷名請人にはそのような肩書きはいっさい付されていなかった。また、表1と表2を比較して明らかなように、前者では最小6歩から最大27歩までに過ぎなかった新屋敷の面積は、後者では、未だ狭小ではあるものの全体に拡大の傾向を示している。阿部氏治世期においてもなお、福山領内において、間脇・下人層は残存していたが、彼らは自立・解放を確実に達成していったであろう。地主手作経営の解体と小農経営の成立・分解の進展にともなって、新屋敷名請人の中心はそれまでの従属農民から小農家族における家長の兄弟、2・3男層に急速に移行していったのではなかろうか。

IV 家作統制策の展開

1 天保14年幕府統制令への対応

阿部氏治世福山藩において、農民の風俗統制にかかわる触書が度々発令された。それにもかかわらず、農民の家作については、それほど厳重な統制令は発令されなかった。例えば、寛政3年(1791)、福山藩府は領内の郡村に対し、風俗の肅正を厳しく求める全16条に及ぶ申渡書を下付した。規制の対象は、衣服、装身具、飲食物、冠婚葬祭、他業への従事、趣味・遊芸、金銭、言葉遣い等々に及び、それぞれについて、微に入り細を穿つ制限範囲が述べられている。しかし、家作について述べた条項はみられず、触書の前文でわずかに座敷の造作に触れているにすぎない。すなわち、

近来百姓共本心を失ひ高上ニ成、座敷造作平生之行跡榮やふを好み、家具・手道具物すぎ上品を用ひ、妻子はての衣類・櫛・笄・日傘・はき物等、農家ニ用ひましき品を求、日頃無益之費有之、人毎ニ花美を専といたし、風俗を飾、耕作仕付肝要之時節をおろそかに致し、身の程をしらさるもの多く、幼稚を其風儀を見習ひ、百姓之根元をしらすして生立候を、農業ニ骨をおしミ掟を籠略ニ心得、毎事申付候諸法式忘却いたし、横道私曲を構身持不宣候得ハ、身上持崩し大切之貢をも怠り、終ニ者未進借銀かさミ分散のも

の多、皆本心を失ふ故之事_二候⁴⁰⁾。(下略)

ところが、天保14年(1843)、徳川幕府は、往来諸荷物の貫目改めの適正化、町人の着服規定、他国への漂流人の受取方などの諸規則と並んで、町在における家作の奢侈を厳しく禁止する通達を全国の天領と私領に発令した。この幕令のうち家作統制にかかわる通達の内容は次の通りである。すなわち、

町中者勿論国々在町共家作之儀_二付_而者、先年_レ度々相触置候処追々相緩ミ、なけし杉戸附書院人側附等_二紛敷家作いたし、くしかたほりもの床ふちさんかまちを塗、金銀之唐紙等相用、門玄開様之もの取建、或者外見質素_二而も、却_而手工間等相掛り候茶席同様好事之普請も有_レ之候趣相聞、奢侈僭上之儀不埒之至_二候。假令先代_二取建侯家作_二候共、此節早々造作相改、其外別荘も補理、格外手広不相応之家作_レ茂有_レ之由相聞候間、当六月を限り質素之家作_二相改可申候。町人共之家作_二而手広_二候共、花麗奢侈_二茂無_レ之物好_レ之儀も無_レ之分者、取毀申付候_二不及_レ候。町家_二不似合不相応之家作_レ之分者不残為引直可申候。右限月を越等閑_二捨置候もの_レ茂有_レ之候ハ、見分_レ之者指遺吟味之上嚴重之咎可申付候。

一 百姓家_二而余業茂いたし_レ候もの者勿論、農家一通り_二而も身分不相応之家作花麗奢侈、又者身分不相応_二者無_レ之候共、物好之家作者自然耕作等怠慢之萌を生し、風俗頹敗之基_二も相成候間、農家並之通り_二家作相改可申候。農家之家作_二而手広_二候共、花麗_二茂無_レ之物好_レ之義も無_レ之分者取毀申付候_二不及_レ候。尤農家之家作_二聊引違有_レ之分ハ、追_而普請修復等之節_二古代之家作_二引直シ可申候。且又百姓家不相応之家作_二而引直可申付分、江戸町中并国々在町_二准シ、急遠引直可申者勿論_二候得共、専ら耕作之時節差向難義も可致候間、農事之隙明を考当十二月中迄_二引直可申候。右限月を越等閑_二相心得候者も有_レ之候ハ、吟味之上嚴重之咎可申付候。右之趣町々者町奉行、御料者其所之奉行・御代官、御預り所・私領者領主地頭并寺社頭共得其意、其向々_二而嚴重_二可被申付候。若等閑之取計も於有_レ之者可為越度候。

四月

右之通可被相触候⁴¹⁾。

言うまでもなく、この幕令は、天保12年から開始された老中・水野忠邦の主導による天保の改革に連動して発令されたものである。まず近年の町方における家作の動向に触れ、実例を挙げつつそれらの華美な家作は「奢侈僭上之儀」であり、「不埒之至」であると厳しく糾弾し、農家の家作についても、身分不相応な華麗・奢侈な家作を禁じている。しかし、農

40) 「無題」(東京・阿部家「諸向被仰出并諸向書付類」寛政3年)〈前掲『広島県史近世資料編V』所収史料番号403号)422～3頁。

41) 「無題」(山手・三谷家「御用状願書控帳」天保14年)〈同上書所収史料番号838号)773～4頁。

家として華美でさえなければ、たとえ面積が「手広」であっても、取り壊すには及ばないと述べ、禁制の対象はあくまでも「身分不相応之家作」であることを明示している。すでにみた通り、享保の改革時に発令された禁令は原則として新たな家作そのものを厳禁していた。この度の幕令はそれとは明らかに趣を異にしており、時代とともに農村における経済生活が向上し、その風潮はもはや留めようのないものになっていたことを窺わせる。具体的な措置として、「農家並」から多少外れている家居については今後の普請で徐々に改善していくことを許すが、「百姓家不相応之家作」の場合は年内12月中までに改築するように命じている。違反者は「吟味之上嚴重之咎」を科すと述べ、農民を威嚇する言辞も忘れられていない。

この幕令を福山藩府はいかに受け止めたのだろうか。天保15年（1844）における品治郡戸手村庄屋家の「永代記録」は、その後の経緯を次のように記している。

天保十五甲辰年二月二日大橋村庄屋与七郎殿宅ニ而集会之節御談

在中家居是迄之普請御制禁之家作ニ相当侯者とも、巨細帳村々々差出有之处、旧臘十一月家作改方之義此後修復之度々可相改、已後新規御制禁之家作決而不成侯段披仰出候ニ付、去卯年被仰出候付巨細帳指出候様、扣帳大切ニ取置、新規御制禁之普請いたし侯もの有之者、早々指留其趣可申達候事。

辰正月⁴²⁾

幕府令発令の翌天保15年2月2日、品治郡大橋村庄屋与七郎宅で実施された集会における藩役人の口達記録である。幕令に示された制禁に舐触する家作を行っていた村方の者たちについて、村々から詳細な調書を提出させていたことが知られる。幕府が強く命じていた違反者の家居の改修・改築については、今後幾度か改修を重ねて達成することとし、以後は制禁の対象となるような家作を決して行なってはならない旨の通達が旧臘、昨年暮れ11月に出されたという。集会で藩役人は、新規に制禁の普請を行なう者があれば、早急に差し止め、状況を知らせるように庄屋達に求めている。福山藩府は、「百姓家不相応之家作」に対して年内における改修・改築を求める幕令を柔軟に解釈し、すべての違反者を「農家之家作ニ聊引違有之分」に組み入れて改築期間の延長をはかり、領内村方の違反者を穏便に誘導する姿勢を示したのである。

2 儉約奨励・防災対策としての家作統制

とはいえ、福山藩府は領内農民の家作のあり方について、まったく意を用いず、放任して

42) 「天保十五甲辰年二月二日大橋村庄屋与七郎殿宅ニ而集会之節御談」（戸手・信岡家「永代記録」天保15年）〈同上書 所収 史料番号851号〉783～4頁。

いたわけではない。藩府は、幕令に先立つ2年前、天保12年（1841）に、次のような領内村民に家作の規制を促す触書を達していた。

天保十二丑年

一 農家不似合成物数寄之家普諸等致候者も有之由相聞へ、甚以心得違之事候。右様之儀不相当候。難有御主意之趣銘々能々相弁へ、成丈儉約を相守、いつとなく諸事相緩居候事共相改、在中質朴之風俗復し候様可致候⁴³⁾。

天保12年付けとなっているこの触書は、過去に郡方に出された儉約令を集めた村役人の「控帳」に収録されており、「控帳」そのものは天保14年4月に作成された。幕令は同年9月に発令されているので、その直接的な影響はないにしても、進行しつつある天保の改革の空気が藩府・郡方役人・村役人を刺激し、彼らの視線を、家作を含め、領内村方の風俗に向けさせたことは疑いを容れない。しかし、触書で述べられている家作の規制の内容は幕令にみられたような具体性に欠けており、全体に抽象的である。幕令では農民の華やかな家作は「奢侈僭上之儀」であるゆえに禁制されたのに対して、福山藩の触書では、「農家不似合」の「家普諸」はもっぱら「儉約」を守る観点から戒められている。阿部氏治世福山藩においては、全時代を通して、農民の家作に対する規制は比較的緩やかなまま推移したと言えよう。

しかし、災害に結びつくような農民の家作に対しては、藩府は強い規制措置を講じている。天保15年（1844）10月、郡方役人から村々庄屋に宛てられた下達は、次のように記されている。すなわち、

覚

村々川除土手上江家作いたし候義願出、故障無之におゐては是迄承済候得共、以来御樋方御普請所無限、都而川上堤之上江家作等いたし候義不相成候。尤只今迄在来之分先ツ其儘為差置候得共、場所柄寄自然為取払候義も可有之、此段兼々相心得可罷在候。土手ハ勿論根足等迄家敷廻り芝付之場所ほりうがつか類決而致間敷候。尤是迄之家作及大破建替修復等いたし候節者、外家敷へ建替可申候。

右之通被仰出候間、此段令承知小面不洩様可申談候。以上。

十月三日 正木藤右衛門

木之庄の水呑迄

右村々庄屋⁴⁴⁾

それまで支障のない限り願い出に応じて許可してきた川除（堤防）土手上における家作を全面的に禁止している。既存の堤防土手上の家居はそのまま存続を認めるが、場所によって

43) 「覚」（浜本文庫「御儉約御ケ条覚」天保14年）〈同上書所収史料番号823号〉756～7頁。

44) 「覚」（山手・三谷家「御用状願書控帳」天保15年）〈同上書所収史料番号856号〉788～9頁。

は取り壊しを命じる場合もあると述べている。今後土手はもちろん、土手の根まで屋敷廻りの芝を掘り取ることを禁じ、川除土手上に建てられた既存の家居が倒壊し、再建・修復を行なう場合は、必ず他の場所に建て替えるように命じている。

福山藩においては、天保11年(1840)5月末に始まる長雨によって、領内各地に大洪水が発生し、堤防決壊1390箇所、崩家358戸、流家390戸、損家240戸、死者82人に加え、損毛高2920石に及ぶ大きな被害を受けた⁴⁵⁾。藩府は同年6月に水難村々に医師を派遣して怪我人・病人の治療に当たらせる措置を取るとともに⁴⁶⁾、8月には、諸村に出水時の障害となる堤防土手の囲い・立木・藪の除去を命じ⁴⁷⁾、さらに10月には、郡方普請を推進するために、従来は六郡寄せ人足普請と一郡寄せ人足普請に区分して実施していた郡方普請人足割を郡総割に一本化することを申し渡している⁴⁸⁾。

なぜそれまで藩府は領民の川除土手上への家作をほとんど放任してきたのだろうか。その理由は貢租収入の増加にあった。土手上への住居の建設を認めれば、それまでの無主地は高付地となり、しかも屋敷地となって上畑並の高い石盛を付けることができる。むろん、実際に川除の上に建てられていた住居の数は限られており、そこから得られる貢租は微々たるものであったであろう。貢租収入が得られるという大義名分が治水上の弊害を顧みないこのような放漫な郡方所務を持続させていたのである。しかし、4年前の水害の苦い経験によって、郡方役人たちは諸河川の水防の重要性を学び、川除普請の推進に努めることになった。彼らは、川除の機能の十全な發揮を期して、屋敷地から得られる貢租収入を捨て、川除土手上の家作を禁止する途を選択したのである。

45) 前掲『福山市史中巻』988頁。

46) 「無題」(山手・三谷家「御用状写帳」天保11年)〈前掲『広島県史近世資料編V』所収 史料番号757号)706頁。

47) 同上〈同上書 所収 史料番号760号)707頁。

48) 「覚」(戸手・信岡家「村要用記録」天保11年)〈同上書 所収 史料番号762号)708～9頁。

阿部氏福山藩において、河川・池溝の改修、浚渫、井堰・土手の修築等、治水・用水施設を維持するための諸作業は寄せ人足普請によって維持されていた。寄せ人足普請には工事の規模に応じて、次の3つの区別があった。まず、「六郡寄せ人足普請」は、藩普請方の管轄下、必要人夫を全郡の村々に割賦して実施された。経費は藩費から支弁、労務提供者に支給される扶持米の経費は領内全村に大割銀を賦課し、捻出された。次に、「一郡寄せ人足普請」は、代官の管掌下、一郡内村々から人夫を調達、一郡割銀を徴収して扶持米に充て実施された。「村寄せ人足普請」は、村役人の差配の下、関係複数村落ないし一村内から費用・労務を調達して行なわれ、必要経費は村入用として計上された。「寄せ人足普請」の扶持米は、年貢諸役とは別に設定された地方税たる大割銀・一郡割銀、また村入用の徴収額と「指し継ぎ」(差引勘定)を行なう方法で支給された(前掲『福山市史中巻』511～5頁)。福山藩寄せ人足普請における扶持米支給法については、「覚」(金丸・天野家「御書出定法」享保3年)、「覚」(山手・三谷家「御用状願書控帳」安政2年)〈前掲『広島県史近世資料編V』所収 史料番号192・988号)199頁・889～90頁を参照。

おわりに

これまでの考察によって得られた諸点を整理し、本稿を結びたい。

阿部氏治世福山藩における村方屋敷地の徴租法を決定づけたのは、元禄12年(1699)、岡山藩によって代行実施されたいわゆる元禄検地であった。福島正則による慶長検地では、芸備地域における屋敷地の石盛は太閤検地の原則に沿って上畑並とされたが、これは定着せず、続く水野氏時代には、内検とは言え、正保・寛文期を中心に実施された地詰において、村々の屋敷地に上々田並の1.6石から2石の石盛が付けられた。再び屋敷地に上畑並の石盛を付した元禄検地は、福山藩における村方の屋敷地の石盛を太閤検地の水準に押し戻す役割を果たしたのである。また、元禄検地においては、村方の屋敷地の丈量に際して、原則として屋敷地の四方1間を除地とする四壁引が実施された。

福山藩においては、新たに屋敷地として認定された宅地ないし家居を新屋敷と称した。伝存する元禄中期の「新屋敷出目高帳」と「新屋敷改帳」に記載されたすべての新屋敷の名請人には間脇・下人の肩書きが付されており、水野氏治世下の福山藩において、新屋敷は、新たに屋敷請けを認められた間脇・下人層の家居を指していたと考えられる。新屋敷には正保から天和期に渡る地詰と同様に上々田並みの石盛が付けられたが、領内一律1石6斗の石盛に止められた。屋敷請けによって自立の道を踏み出した分家・従属農民たちは相当の貢租負担に堪えねばならなかったのである。

阿部氏福山藩における新屋敷は、文字通り、屋敷地以外の土地に家作が行なわれ、新たに屋敷地として認定された家居ないし宅地を意味した。新屋敷建設の認可を得るために村民はまず家作願を庄屋に提出し、これを受けて庄屋は建設地の畝数を改め、新屋敷見分書を作成し、それを郡方役所に提出した。藩役人による新屋敷の検地は新屋敷の建設後に実施された。伝存する阿部氏時代の新屋敷縄帳の作成年代からみて、新屋敷の検地は一定の年次に領内一斉に実施されたと推測される。

新屋敷の検地に際して、担当役人には斗代違に対する留意が強く求められた。斗代違とは屋敷地となる以前の斗代と屋敷地となり上畑扱いとなって以後の斗代の差異を言い、その結果生じる分米の差異を「出目」と称した。野原・藪跡などそれまで除地となっていた土地が新屋敷となる場合、これを特に新発屋敷と呼んだ。新発屋敷は出目が大きいので、検地後、郡奉行に高反別を報告する慣例となっていた。元禄検地において実施されていた四壁引は、阿部氏時代の新屋敷の検地において、まったく考慮されていなかった。

阿部氏治世下の福山藩において作成された「新屋敷縄帳」においては、水野氏時代後期に作成された「新屋敷出目高帳」・「新屋敷改帳」とは異なり、名請人に間脇・下人等の従属農民の地位を示す肩書きはまったく付されていなかった。しかし、「新屋敷縄帳」に登録され

ている新屋敷の平均面積はきわめて狭く、元禄検地における福山藩全6郡の平均面積を遙かに下回っていた。阿部氏治世下の福山藩において、新屋敷の名請人となった者たちのなかに、地主手作経営の解体にともなって独立を果たした間脇・下人層がまだ含まれていた可能性は否定できないが、名請人の大半は小農家族の家長の兄弟・次三男層によって占められていたであろう。

阿部氏福山藩における村民の家作に対する統制は比較的緩やかであった。農村生活の細々とした部面に厳しい規制を課す風俗統制令がしばしば発令されていたにもかかわらず、家作の規制に関連する条項は少なく、その内容もきわめて抽象的であった。天保の改革に連動して発令された幕府の家作統制令に対しても、領内農民の違反者を穏便に取り扱う措置を講じている。また、出目を期待して、川除土手上への家作を認める放漫な郡方所務が行なわれていたが、水害の苦い教訓によって、貢租収入に結びつくことで容認されていたこの施策は変更を余儀なくされた。

本稿では、これまで十分な検討が行なわれていなかった阿部氏治世期福山藩における屋敷地徴租法に関する考察を試みた。徳川期農村の家居・屋敷は農民にとって農業経営の拠点であるとともに、彼らの村内における地位・身分の指標でもあった。さらに考究すべき諸点が多々残されている。後考を期したい。